



五管区水路通報第23号

255項-264項

令和6年6月14日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量を[こちら](#)※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム（海しる）](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 23 号 索引图



※背景図(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 255項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 256項	四国南岸	土佐湾	射撃訓練
第 257項	阪神港	堺泉北区、第5区	栈橋撤去工事

第 258項	阪神港	堺泉北区、第7区	観測機器設置
第 259項	阪神港	堺泉北区、第7区	漁具設置
第 260項	阪神港	大阪区、第3区	物揚場改修工事
第 261項	阪神港	神戸区、第2区及び第3区	重量物荷役作業
第 262項	瀬戸内海	東播磨港、航路付近	流速計設置
第 263項	瀬戸内海	姫路港、広畑航路付近	掘下げ等作業
第 264項	四国南岸	高知港	灯台について

★ 6年255項 四国南岸 – 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年7月1日 0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域
 (1) 31-48-13N 133-29-51E
 (2) 31-42-13N 133-29-51E
 (3) 31-28-13N 132-59-51E
 (4) 31-36-13N 132-59-51E
 (5) 31-36-13N 132-37-51E
 (6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W 1 5 7

出 所 防衛省

[→TOP](#)



★ 6年256項 四国南岸 – 土佐湾 射撃訓練

土佐湾において、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年6月28日（予備日7月5日） 0900～1800

区 域 33-10.8N 133-33.0Eを中心とする半径5海里の円内

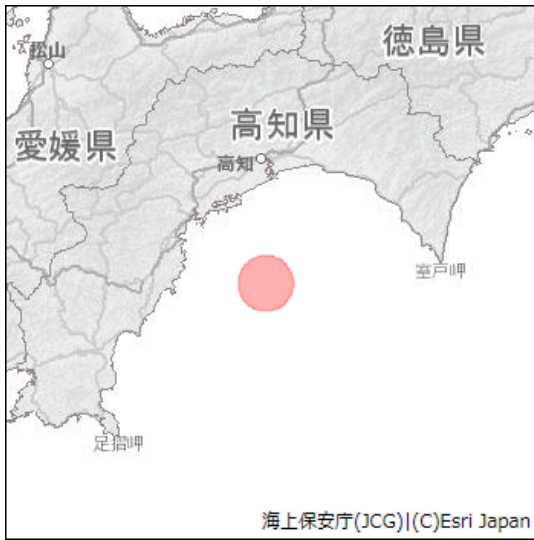
備 考 国際信号旗「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海 図 W 1 0 8 (JP共)

出 所 五本部警備救難部

[→TOP](#)



★6年257項 阪神港 - 堺泉北区、第5区 栈橋撤去工事

大津泊地付近において、起重機船による栈橋撤去工事が実施される。

期 間 令和6年7月1日～9月30日 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-31-26.1N 135-24-44.4E
- (2) 34-31-24.3N 135-24-48.3E
- (3) 34-31-19.4N 135-24-45.0E
- (4) 34-31-21.2N 135-24-41.0E

備 考 警戒船を配備

撤去物の陸揚げ作業(34-31.1N 135-24.0E)に伴い泉大津大橋の可航幅が約100mとなることがある

海 図 W1110(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年258項 阪神港 - 堺泉北区、第7区 観測機器設置

観測機器が水中（海面下約3m以下）へ設置される。

期 間 令和6年7月1日～8月31日（予備日含む）

位 置 下記4地点付近

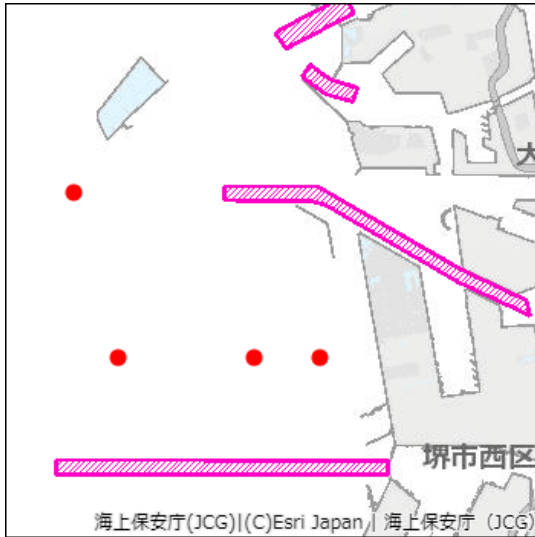
- (1) 34-36-26N 135-20-18E 大阪灯標(灯台表第1巻3553.3)へ係留
- (2) 34-34-36N 135-23-38E
- (3) 34-34-36N 135-22-44E
- (4) 34-34-36N 135-20-54E

備 考 観測機器の位置を示す灯付浮標（黄）を設置

潜水士・作業船による設置及び撤去作業中は警戒船を配備

海 図 W123(JP共)－W1146(JP共)－W1103(JP共)

出 所 阪神港長



★6年259項 阪神港 - 堺泉北区、第7区 漁具設置

大和川南防波堤付近において、海洋生物調査のため漁具（刺し網）が設置される。

期 間 令和6年7月1日～8月31日（予備日を含む）のうち2日間

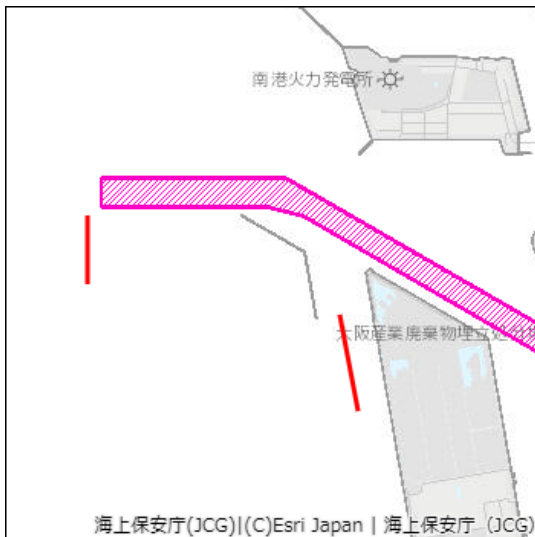
区域1 下記2地点を結ぶ線上付近
(1) 34-36-18N 135-22-15E
(2) 34-35-55N 135-22-15E

区域2 下記2地点を結ぶ線上付近
(3) 34-35-45N 135-23-57E
(4) 34-35-13N 135-24-04E

備 考 上記各地点に漁具の端点を示す浮標及び旗を設置

海 図 W 1 1 4 6 (J P 共) - W 1 1 0 3 (J P 共)

出 所 阪神港長



★6年260項 阪神港 - 大阪区、第3区 物揚場改修工事

第2突堤第5号岸壁東端において、潜水士・バックホウ台船等による物揚場改修工事が実施される。

期 間 令和6年7月1日～令和8年3月31日

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれる区域
(1) 34-38-52.3N 135-26-40.0E（岸線上）
(2) 34-38-52.1N 135-26-40.5E
(3) 34-38-50.7N 135-26-36.6E
(4) 34-38-51.0N 135-26-36.4E（岸線上）

備 考 警戒船を配備

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

海 図 W 1 1 4 8 - W 1 2 3 (J P 共)

出 所 阪神港長、五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年261項 阪神港 - 神戸区、第2区及び第3区 重量物荷役作業

六甲アイランドコンテナふ頭において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 令和6年6月29日～7月2日（予備日7月6日～9日） 日出～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 34-40-36N 135-15-15E

(2) 34-40-44N 135-16-45E

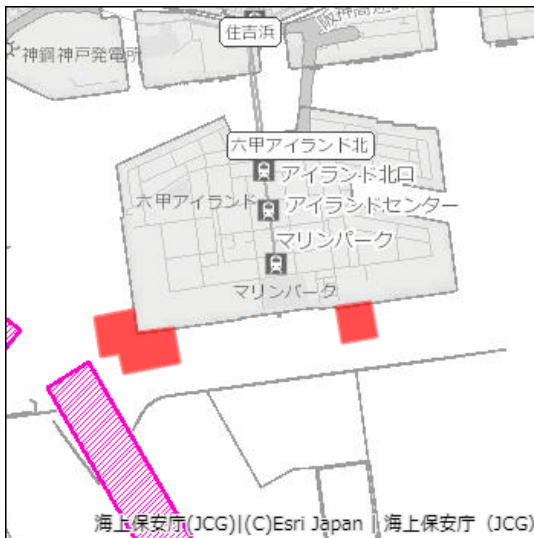
備 考 水深10m（アンカーワイヤー上）を示す浮標を設置
上記2地点間において重量物の吊運搬が実施される
警戒船を配備

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

海 図 W101A（JP共）

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年262項 瀬戸内海 - 東播磨港、航路付近 流速計設置

航路付近において、流速計が設置される。

期 間 令和6年7月2日～8月5日（予備日8月6日～19日）

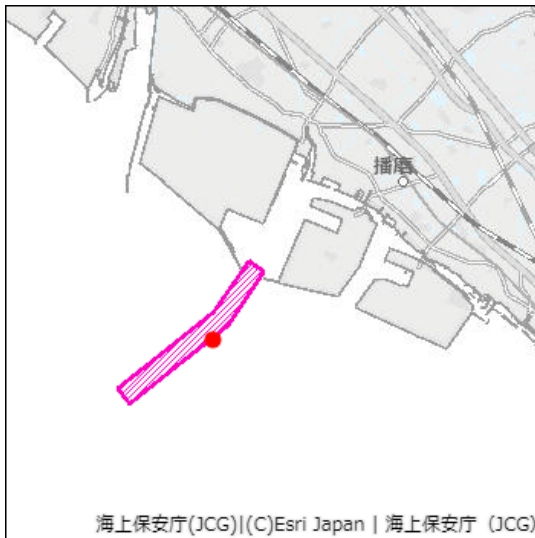
位 置 34-41-10N 134-49-31E 東播磨航路第6号灯浮標（灯台表第1巻3837）に係留

備 考 設置及び撤去は測量船「うずしお」（30トン）による日中作業
流速計を明示する旗、レーダレフレクタ及び標識灯（黄）を設置

海 図 W107（JP共）-W131（JP共）-W150B

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年263項 瀬戸内海 - 姫路港、広畑航路付近 掘下げ等作業

五管区水路通報6年20号235項削除

広畑航路付近において、潜水土・グラブ浚渫船による掘下げ作業等が実施されている。

期 間 令和6年7月31日まで（予備日8月1日～31日） 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-46-12N 134-37-43E

(2) 34-46-12N 134-37-51E

(3) 34-46-02N 134-37-51E

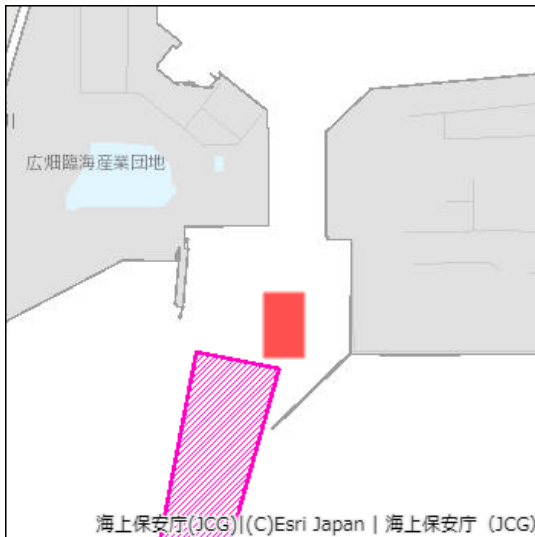
(4) 34-46-02N 134-37-43E

備 考 警戒船を配備

海 図 W 1 3 4 B (J P 共)

出 所 姫路港長

[→TOP](#)



★6年264項 四国南岸 - 高知港 灯台について

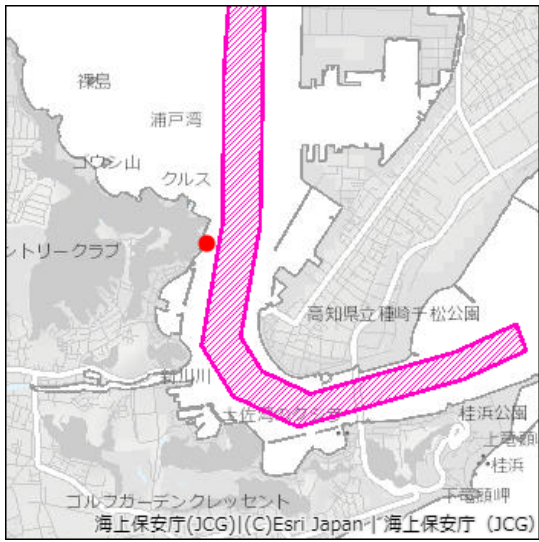
高知港御量瀬灯台（灯台表第1巻3052）（33-30.4N 133-33.6E）は改修工事に伴い灰色のシートに覆われて灯塔が見えにくくなる。

期 間 令和6年6月18日～7月上旬

海 図 W 1 1 0

出 所 五本部交通部

[→TOP](#)



※ 2024年3月14日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-13-150
W59	2024-18-215
W61B	2024-13-148
W74	2024-11-117
W77	2024-22-250 、 2024-21-239 、 2024-20-227 、 2024-15-190
JP77	2024-22-250 、 2024-21-239 、 2024-20-227 、 2024-15-190
W100A	2024-18-213 、 2024-15-190
W101A	2024-21-242 、 2024-21-241 、 2024-16-195
JP101A	2024-21-242 、 2024-21-241 、 2024-16-195
W105	2024-20-237 、 2024-14-179
W106	2024-18-213 、 2024-17-204
JP106	2024-18-213 、 2024-17-204
W107	2024-22-254 、 2024-21-245 、 2024-17-204
JP107	2024-22-254 、 2024-21-245 、 2024-17-204
JP108	2024-17-206 、 2024-17-205 、 2024-15-190 、 2024-11-126
W108	2024-17-206 、 2024-17-205 、 2024-15-190 、 2024-11-126
W110	2024-18-217 、 2024-18-216 、 2024-15-191
W123	2024-22-253 、 2024-18-211 、 2024-13-161 、 2024-13-160 、 2024-13-159 、 2024-13-157 、 2024-12-139 、 2024- 9-90
JP123	2024-22-253 、 2024-18-211 、 2024-13-161 、 2024-13-160 、 2024-13-159 、 2024-13-157 、 2024-12-139 、 2024- 9-90
W131	2024-21-244 、 2024-21-243 、 2024-18-213
JP131	2024-21-244 、 2024-21-243 、 2024-18-213
W134A	2024-21-246 、 2024-12-143
JP134B	2024-23-263 、 2024-20-236 、 2024-15-189
W134B	2024-23-263 、 2024-20-236 、 2024-15-189
JP150A	2024-13-155 、 2024-11-118
W150A	2024-13-155 、 2024-11-118
W150B	2024-18-213 、 2024-17-204
W157	2024-19-218 、 2024-11-115 、 2024-11-114
W1103	2024-18-209 、 2024-13-161 、 2024-13-160 、 2024-13-155
JP1103	2024-18-209 、 2024-13-161 、 2024-13-160 、 2024-13-155
W1104	2024-18-214
JP1107	2024-21-241 、 2024-13-161
W1107	2024-21-241 、 2024-13-161
W1110	2024-19-223
JP1110	2024-19-223
W1113	2024-18-213 、 2024-17-204
W1141	2024-19-222 、 2024-18-209 、 2024-13-156
JP1141	2024-19-222 、 2024-18-209 、 2024-13-156
W1143	2024-13-153 、 2024-12-134
JP1144	2024-12-132 、 2024-12-131 、 2024-12-130 、 2024-12-129
W1144	2024-12-132 、 2024-12-131 、 2024-12-130 、 2024-12-129
W1145	2024-22-251 、 2024-20-230 、 2024-20-229 、 2024-20-228 、 2024-18-208 、 2024-17-201 、 2024-15-182 、 2024-14-171 、 2024-14-170 、 2024-14-169 、 2024-12-134
W1146	2024-22-253 、 2024-13-160

JP1146 [2024-22-253](#)、[2024-13-160](#)
W1148 [2024-22-253](#)、[2024-18-211](#)、[2024-15-186](#)、[2024-15-185](#)、[2024-13-157](#)、[2024-12-139](#)
W1150 [2024-22-252](#)、[2024-20-231](#)、[2024-17-202](#)、[2024-13-154](#)、[2024-13-153](#)、[2024-13-152](#)
JP1150 [2024-22-252](#)、[2024-20-231](#)、[2024-17-202](#)、[2024-13-154](#)、[2024-13-153](#)、[2024-13-152](#)
W1220 [2024-11-126](#)
JP1220 [2024-11-126](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)